

2027年度 税制改正要望書

2026年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
会長 新野 隆

AIをはじめとする先端技術を巡る国際競争が激しさを増す中、デジタル技術を活用した産業競争力の強化と新たな価値創出は、我が国の持続的な成長を実現する上で重要。

国際競争力の強化に向けては、AI・データ等を基盤とした研究開発の促進に加え、その成果を社会実装・事業化へと着実につなげ、新たな市場や収益の創出へと結び付けていくことが必要。そのため、研究開発から社会実装・事業化に至るまで、企業による継続的な成長投資を切れ目なく後押しする環境の整備が不可欠。

また、企業活動がグローバル化する中、国際的な課税ルールの導入や、我が国の制度・運用との併存に伴う事務負担の増大等が、企業の事業展開や競争力に影響を及ぼすことにも留意が必要。企業が国内外で機動的に事業を展開し、国際競争力を維持・強化していくためには、国際的な制度動向との整合性を確保しつつ、税制の簡素化を図るとともに、企業活動を過度に制約する制度上の課題を是正していくことが重要。

政府においても、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、成長戦略に基づき、戦略分野における研究開発・社会実装を推進するとともに、複数年度にわたる投資支援策等を活用し、官民による中長期的な投資を促進していく方向性が示されている。こうした方向性を着実な企業投資につなげていくためには、企業が将来を見通して継続的な投資判断を行えるよう、複数年度にわたり予見可能な政策・事業環境を整備していくことが重要。

このような認識のもと、当会は、2027年度税制改正において、AI・デジタルをはじめとする先端技術への継続的な投資と、その成果の社会実装・事業化を促進するとともに、企業の国内外における機動的な事業展開に資する税制措置を要望する。

要望
視点

国際競争力強化に向けた
デジタル社会実装の推進

- 企業の中長期的な成長投資を後押しし、AIの研究開発から社会実装までを加速
- 日本企業の国際競争力強化の阻害要因となる税制の見直し／経済・物価動向と税制のギャップ是正

◆ 国際競争力を阻害する過剰なコンプライアンスコストの軽減

● 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

◆ 経済・物価動向等の的確な反映

● PC等の少額減価償却資産・一括償却資産の基準額見直し

◆ 社会構造の変化を踏まえた税制のアップデート

● AI時代のビジネス実態と税制ギャップの是正

その他 要望

- 戦略分野国内生産促進税制の延長・拡充
- 企業の事業ポートフォリオの見直しや事業再編を後押しする税制支援の創設
- 産業競争力強化法に基づく登録免許税の特例措置の延長

- 本邦CFC税制について、経済産業省「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 最終報告書（2025年6月30日）」において、「**軽課税国への所得移転による日本の課税ベースの浸食防止**」という制度趣旨を踏まえた**抜本的な見直し**の方針が打ち出されているにもかかわらず、現時点で、**抜本見直しに向けた具体的な議論は未だ開始されていない**。
- 昨年度の税制改正も局所的な見直しにとどまり、「**課税ベースの浸食と関連しない所得まで合算対象とする過剰課税**」や「**過度な事務負担**」は、**依然として重要な課題**である。
- グローバル展開する日本企業においては、CFC税制に加え、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、事務負担はさらに増大。日本企業の**人的リソースの消耗と過剰なコンプライアンスコスト負担**が生じている状況であり、**海外における事業活動や、機動的な事業再編・投資判断の阻害要因**となっている。

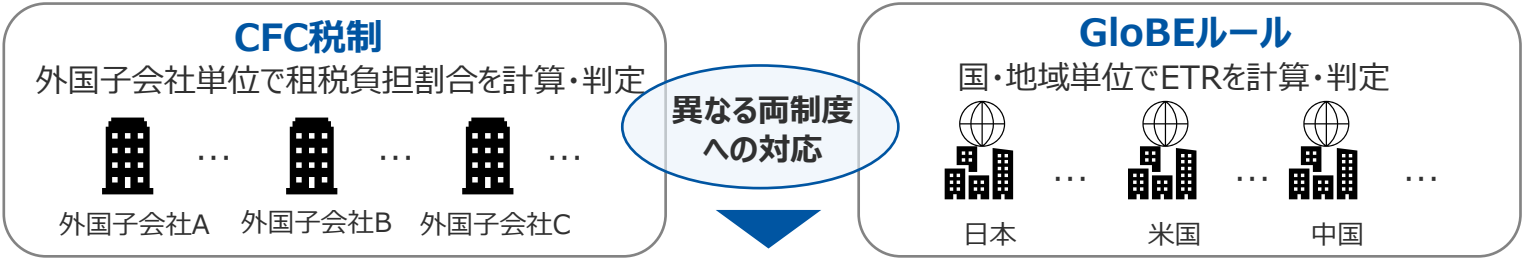
当会としては、**制度趣旨を踏まえた抜本見直しに向けた具体的な議論を可及的速やかに開始することを要望**するとともに、国際競争力を維持・向上する観点から、**事務負担の軽減及び過剰課税の解消に向けた個別項目（①～⑧）の見直しを要望**する。

要望項目	要望内容
① GloBEルール の計算方法や必要情報の利活用	- GloBEルールのETRについて、CFC税制における租税負担割合の算定においても一定期間の継続適用を前提として選択的に利用可能とすること - 両制度の計算に必要となる情報・データの共通利用を可能とすること - 移行期間CbCRセーフハーバーの簡易ETRテスト及び恒久的簡易ETRセーフハーバーの計算方法等を、CFC税制の租税負担割合の算定等にも利用可能とすること
② 適用免除税率 の引下げ	適用免除税率について、現行の「20%以上」から「15%以上」へ引き下げること
③ 米国等における外国関係会社の取扱い の見直し	- 現地で連結納税/パススルー課税を適用している場合には、グループ会社群を一体として実体判定等を行うことを選択可能とすること - 加えて、Side-by-Sideセーフハーバー適格国においては、CFC税制上の租税負担割合が20%未満とならないものとすること
④ 経済活動基準等の判定に係る見直し	- 管理支配基準における事業計画の策定に関する企業グループによる指示・命令を認める 等 - 実体基準について、固定施設の有無を柔軟に判断できるよう取扱いを明確化すること
⑤ 買収により取得した外国関係会社等の取扱いの見直し	- 買収後一定期間のCFC税制適用除外、又は簡便な判定・申告方法を認めること - 買収前に稼得した所得や、買収前に形成された含み益に対応する所得を合算対象から除外、PMI特例の期間・適用要件を緩和すること
⑥ 受動的所得の除外規定等の見直し	- 清算・撤退に伴う債務免除益や一時保有資金の利息等を、部分合算課税の対象から除外 - 異常所得の計算について、過年度の会計上の繰越欠損等も含め、清算前の事業実態を適切に反映できるよう見直すこと 等
⑦ 配当控除に係る当初申告要件の見直し	配当控除に係る当初申告要件の撤廃 等
⑧ 配当控除に係るグループ単位での保有割合の判定	グループ全体で25%以上保有する子会社からの配当については、直接保有割合が25%未満であっても配当控除を認めること

① GloBEルール of 計算方法や必要情報の利活用

課 題

- ・ **GloBEルールの導入により、CFC税制と併せて対応が必要な企業の事務負担が増大**
CFC税制とGloBEルールは、制度趣旨は異なるものの、外国子会社の現地課税後に追加的な課税が必要な部分に対して親会社の本国にて課税を行うという点では共通。
- ・ 他方、CFC税制では日本独自の複雑な判定や広範かつ詳細な資料の収集・管理が必要であり、課税対象が生じない場合でも、多大なコンプライアンスコストが発生。



人的リソースの消耗と過剰なコンプライアンスコスト負担

比較	CFC税制	GloBEルール
目的	軽課税国等への所得移転による日本の租税回避防止	多国籍企業について世界的に最低15%の課税を確保
判定単位	原則、外国関係会社単位	原則、国・地域単位
税率判定	「租税負担割合」	「国別実効税率（ETR）」
主な計算基礎	現地税法上の所得・外国法人税等	財務会計上の純損益を起点にGloBE調整
企業実務	外国子会社ごとに資料収集・判定	GloBE用に改めてグループ情報・税額等を収集

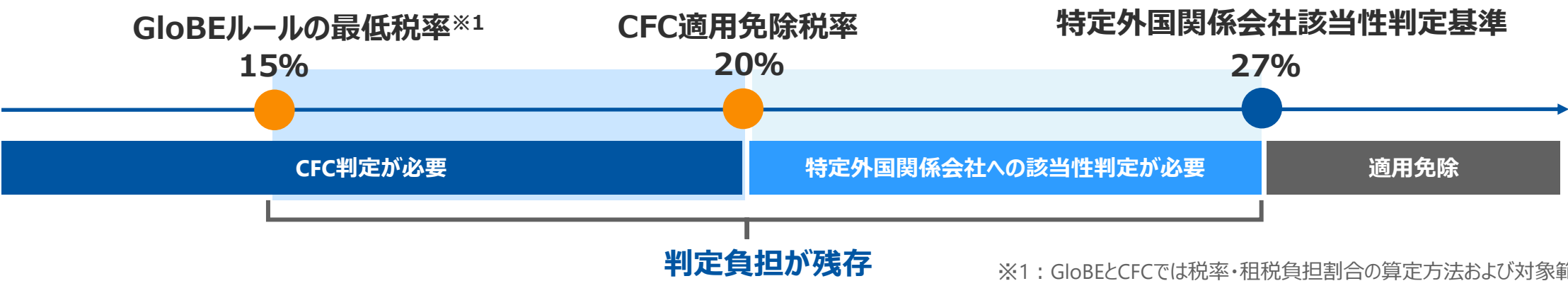
要 望

- ・ GloBEルールの実効税率（ETR）をCFC税制における租税負担割合の算定においても、一定期間の継続適用を前提として選択的に利用可能とすること
- ・ 両制度の計算に必要な情報・データの共通利用を可能とすること
- ・ 「第2の柱」のセーフハーバーが適用される場合には、移行期間CbCRセーフハーバーの簡易ETRテスト及び恒久的簡易ETRセーフハーバーの計算方法等を、CFC税制の租税負担割合の算定・判定等にも利用可能とすること

② 適用免除税率の引下げ

課 題

- グローバル企業においては、数百から千社以上にも及ぶ外国子会社について、CFC税制対応のために、毎年度の実体判定・所得計算に係る膨大な事務処理が発生。課税が生じない場合も判定・証憑整備が必要であり、過大な事務負担が生じている。
- 平成29年度税制改正以降、租税負担割合が20%以上であっても、特定外国関係会社への該当性確認が必要となるなど、企業に一定の判定負担が発生。令和5年度改正により同基準は30%から27%へ引き下げられたものの、20%以上27%未満の外国関係会社については、引き続き該当性確認が必要。



※1 : GloBEとCFCでは税率・租税負担割合の算定方法および対象範囲が異なる

要 望

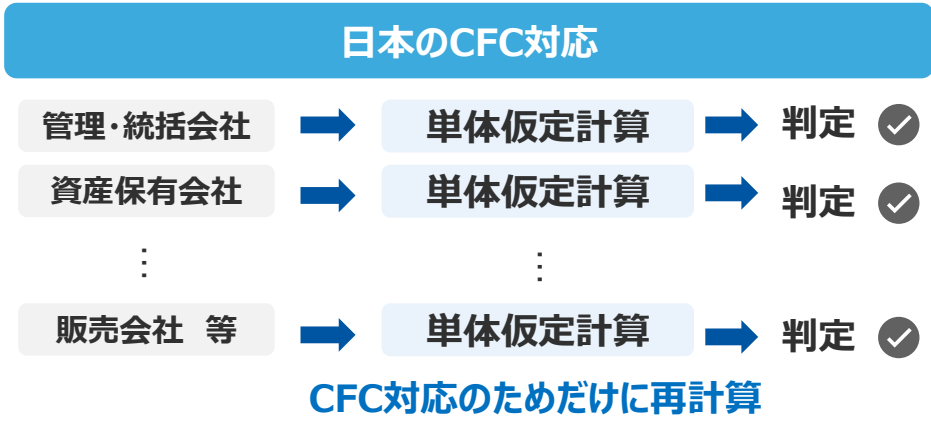
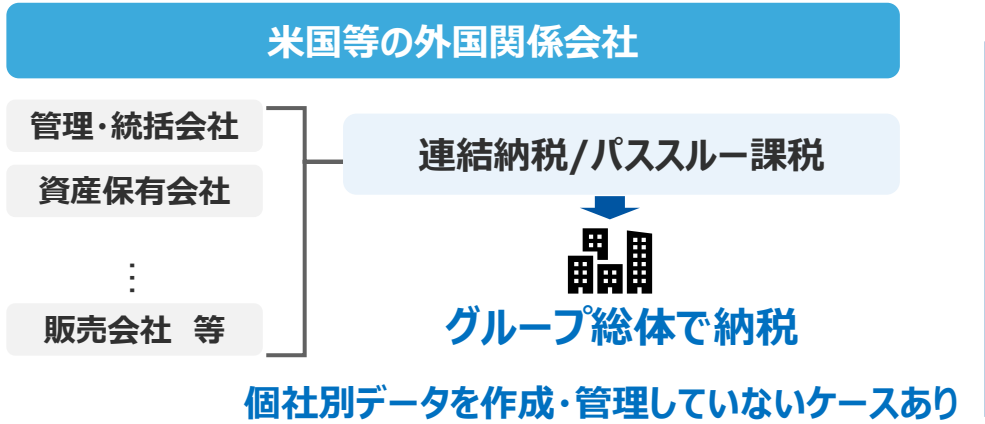
- GloBEルールの最低税率（基準税率）15%等を踏まえ、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社に係る適用免除税率を、現行の「20%以上」から「15%以上」へ引き下げを要望。
- これにより、CFC税制上の判定が必要となる外国関係会社数を縮減し、企業の事務負担・コンプライアンスコストを軽減。

③ 米国等における外国関係会社の取扱いの見直し

課 題

米国等で連結納税やパススルー課税を適用している場合、個社単位の単体仮定計算のために過大な事務負担が発生

- 欧米では、資産単位・機能単位・契約単位等で法人を設置する商慣習があり、現地国において連結納税制度やパススルー課税制度を適用し、グループ総体として適切に納税している。
- 他方、本邦CFC税制では個社単位の申告のため、CFC税制のためだけに個社単位の単体仮定計算を行う必要があるが、現地国において個社単位のデータを持ち合わせていないケースが多く、過大な事務負担が発生。



要 望

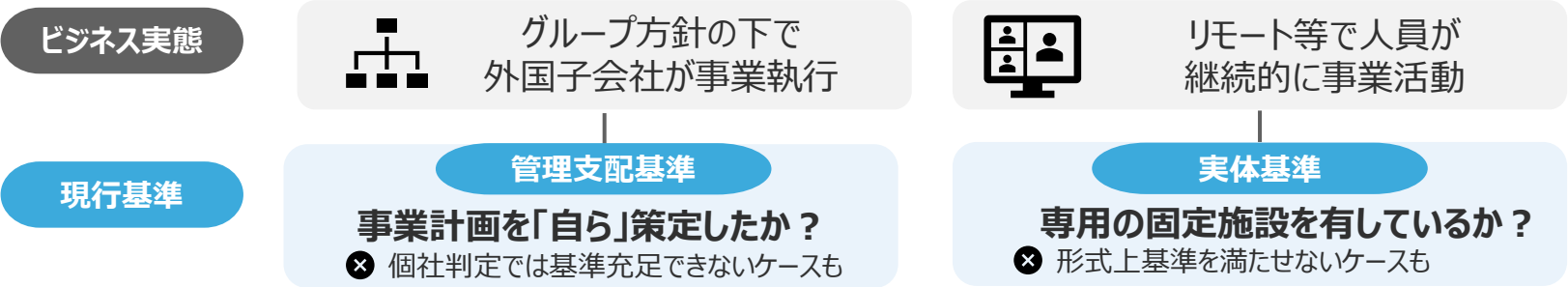
- 外国関係会社が現地で連結納税制度又はパススルー課税制度を適用している場合には、対象となるグループ会社群を一つの納税主体と捉え、一体として実体判定および所得計算を行うことを選択可能とすること
- 加えて、Side-by-Sideセーフハーバー適格国※2（米国等）においては、税率20%以上での現地課税が担保されていることから、CFC税制上の租税負担割合が20%未満とならないものとする

※2 Side-by-Sideセーフハーバー適格国：一定水準以上の法人所得課税、国内最低課税及びCFC課税に相当する制度を備えているとOECDで認められた国・地域。2026年1月時点で米国のみ。

④ 経済活動基準等の判定に係る見直し

課 題 合理的な経済活動があるにも関わらず、形式的な判定によって合算対象となり得る

- **管理支配基準** : グループ経営が複数国にまたがり行われるビジネスの実態との乖離
複数国にまたがるグループ経営では、グループ本社が基本方針・事業目標を設定し、その方針の下で外国子会社が事業執行する実態があり、外国子会社が事業計画を「自ら」策定するという管理支配基準を満たせないケースがある
- **実体基準** : リモート勤務等事業環境の多様化との乖離
人が活動していることが明らかであるにもかかわらず、固定施設を有するという実体基準を満たせないケースがある



要 望

- **管理支配基準** : 事業計画の策定に関する企業グループによる指示・命令を認めること
グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる一定の場合には、グループでの判定を認めること
- **実体基準** : 人員を有し事業活動を行っていることが明らかな外国子会社が、固定施設の有無を柔軟に判断できるよう 取扱いを明確化すること

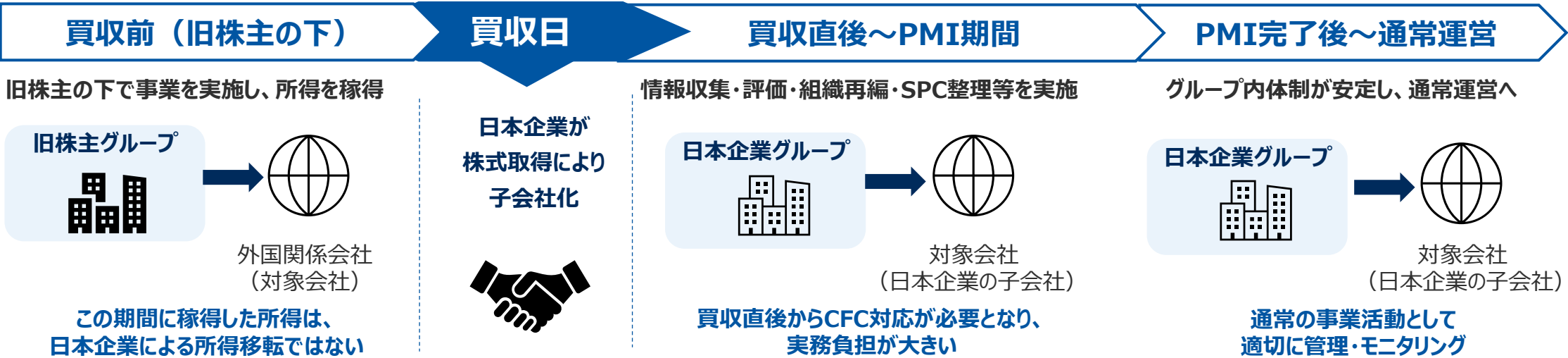
⑤ 買収により取得した外国関係会社等の取扱いの見直し

課題

買収直後からCFC税制上の判定・対応が必要となり、実態にそぐわない課税や過大な実務負担が生じ得る

- ・ 買収前所得の合算 : 買収前に稼得された所得まで合算対象となり得る
- ・ 期中買収の実務負担 : 買収前期間の財務・税務情報の収集・CFC計算が困難
- ・ PMI※3特例の制約 : 実際のM&AではSPC※4の継続保有や段階取得、グループ内再編等も多く、現行特例では対応困難

※3 PMI : Post Merger Integration (買収後統合プロセス) ※4 SPC : Special Purpose Company (特別目的会社)



要望

M&Aによる取得時の特殊性を踏まえ、CFC税制上の取扱いを合理化

- ・ 買収後一定期間のCFC税制の適用除外、又は簡便な判定・申告方法を認める
- ・ 買収前に獲得した所得や、買収前に形成された含み益に対応する所得を合算対象から除外する
- ・ PMI特例の期間・適用要件を緩和し、段階取得や実際のPMIに対応できるようにする

⑥ 受動的所得の除外規定等の見直し

課 題

- ・ **清算・撤退に伴い不可避免的に生じる所得まで合算対象となり得る**
債務超過解消のための債務免除益や、清算終了までの予備資金から生じる利息など、租税回避と関係のない所得にも課税リスクがある。
- ・ **令和8年度改正後も、清算時の異常所得について過剰課税が残り得る**
令和8年度改正で一定の手当てがされたものの、清算時の債務免除益等がなお異常所得として部分合算の対象となる場合がある。
- ・ **受動的所得の除外要件が複雑・不明確で、判定負担が大きい**
特にグループファイナンスに係る受取利子等は適用判断が難しく、想定外の課税や税務リスクにつながっている。

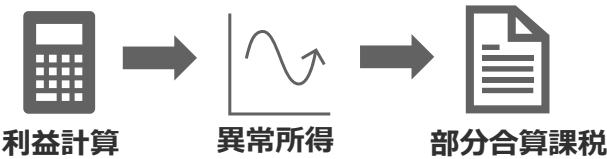
清算・撤退局面

債務超過解消のための債務免除や、清算終了までの予備資金管理が発生



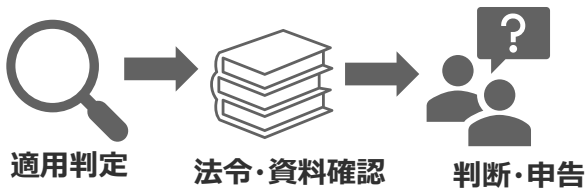
異常所得の計算

令和8年度改正後も、過年度の繰越欠損等が十分反映されず、救済されない場合がある



判定・申告実務

除外要件が複雑・不明確で、判定負担や税務リスクが大きい



要 望

- ・ 清算・撤退に伴う債務免除益や一時保有資金の利息等を、部分合算課税の対象から除外する
- ・ 異常所得の計算について、過年度の会計上の繰越欠損等も含め、清算前の事業実態を適切に反映できるよう見直す
- ・ 受動的所得の除外要件を明確化・簡素化し、グループファイナンス等について具体的な判断基準・事例・Q&Aを整備する

⑦ 配当控除に係る当初申告要件の見直し

課 題

- 配当控除の実体的な要件を満たしていても、当初申告時に明細書を添付していないだけで控除が認められない場合がある
当初はCFCの会社単位合算の対象外と適切に判断していても、後日の税務調査で特定外国関係会社・対象外国関係会社と判定された場合、別表十七（三の二）を当初申告に添付していないことを理由に配当控除が否認され得る。
- 将来の税務調査に備え、控除を想定していない場合でも予防的な申告対応が必要となり、事務負担が生じる。
- 租税回避の意図がなく、必要な資料も保存されている場合まで形式要件のみで控除を否認すると、過剰課税につながり得る

要 望

- 配当控除に係る当初申告要件を撤廃し、後日の修正申告・更正の請求等でも控除を認める
- 少なくとも、CFC判定に必要な資料を適切に作成・保存している場合には、後日の明細書提出により配当控除を認める
- 当初申告要件を存続させる場合でも、「やむを得ない事情」の範囲を明確化し、形式的な記載漏れのみで控除が否認されない取扱いとする

【見直し後のイメージ】

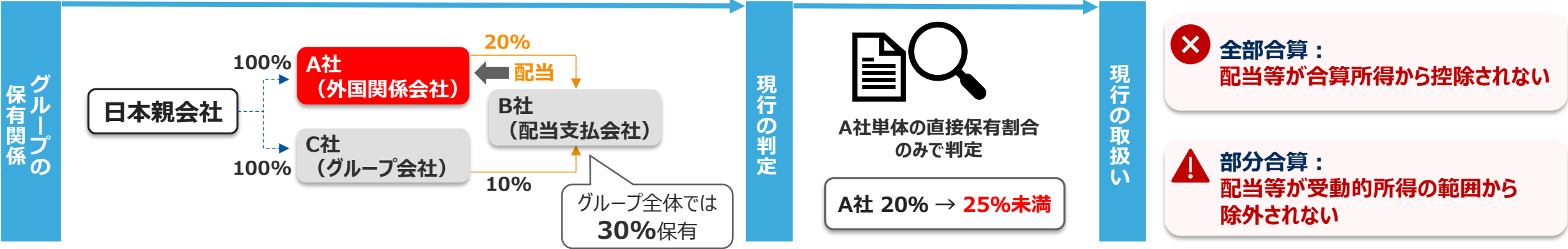


⑧ 配当控除に係るグループ単位での保有割合の判定

課 題

- 配当等の控除に係る25%保有割合が、単体の直接保有割合のみで判定され、グループ全体の保有割合が考慮されない
親会社と100%出資関係にあるグループ全体では配当支払会社を25%以上保有していても、配当を受ける外国関係会社の直接保有割合が25%未満の場合、全部合算では当該配当等が合算所得から控除されず、部分合算では当該配当等が受動的所得の範囲から除外されない。
- 国内の受取配当等の取扱いと比べて不利になっている
国内の受取配当等の益金不算入制度では、完全支配関係にあるグループ法人の保有分も含めて保有割合を判定する一方、CFC税制では同様の取扱いが認められていない。

【例】 A社を判定する場合

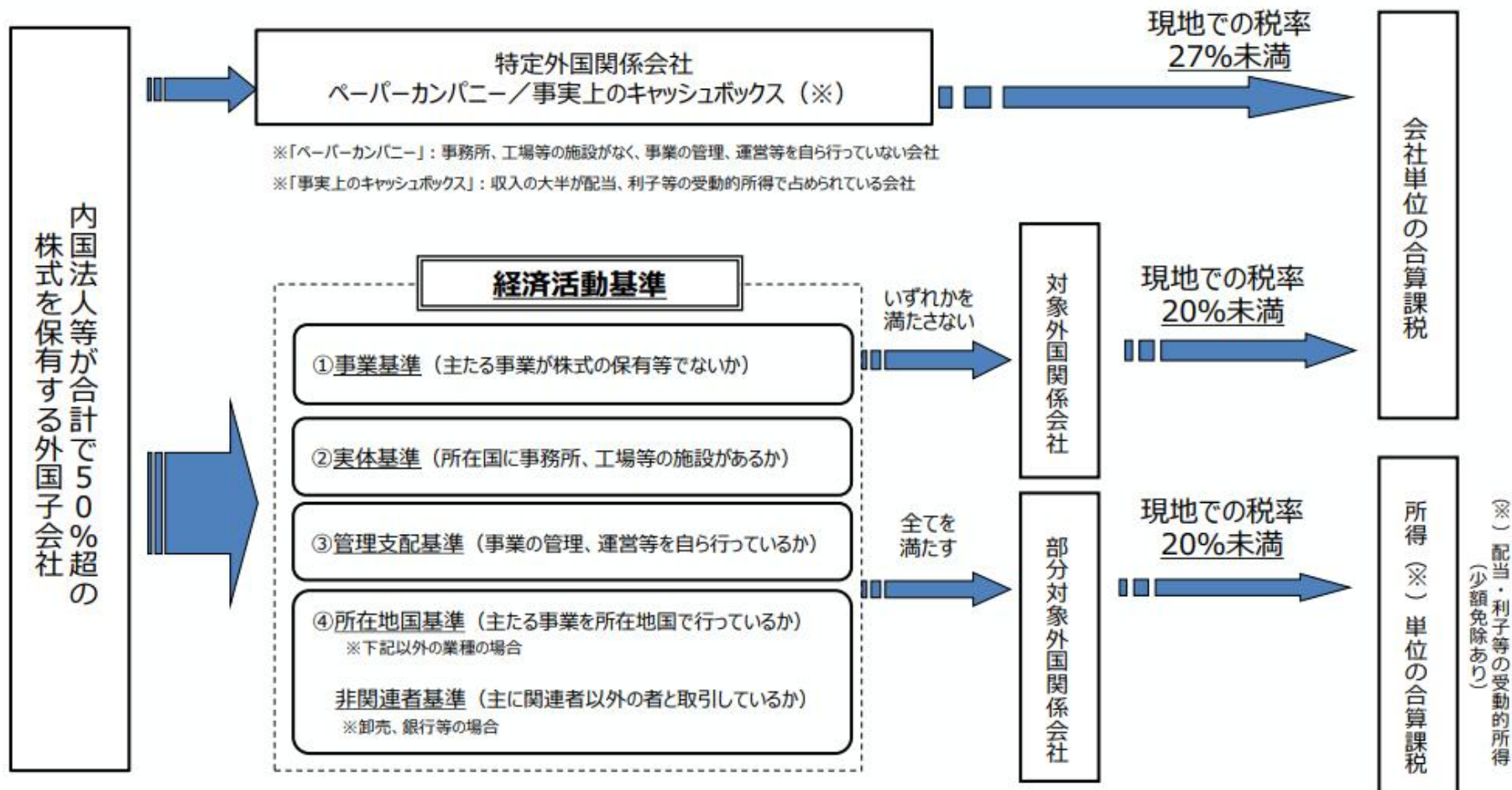


要 望

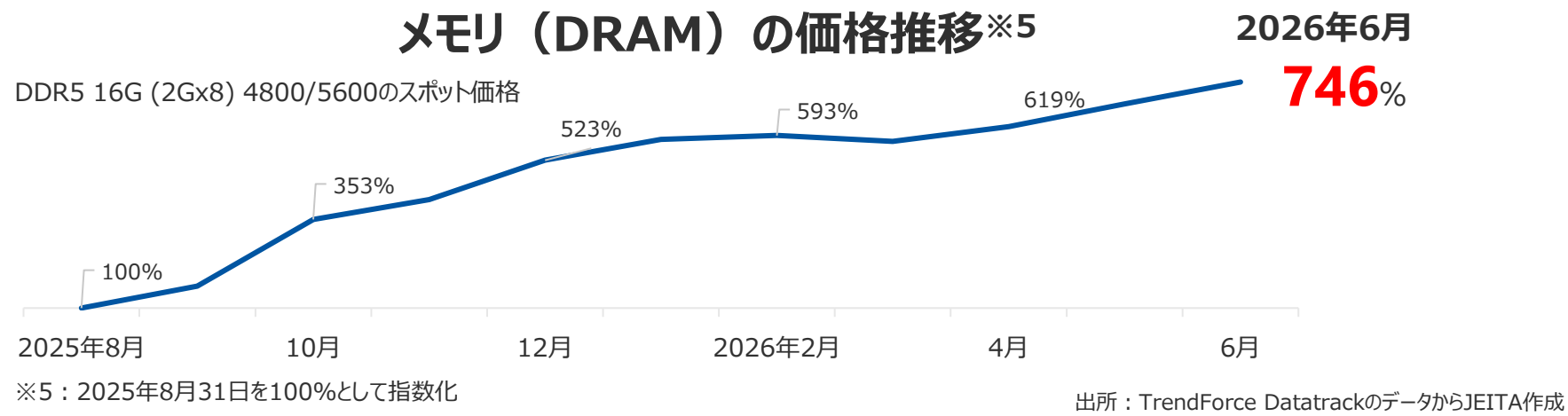
- 配当等に係る25%保有割合について、全部合算・部分合算の双方で、親会社と100%出資関係にあるグループ全体の保有割合を考慮して判定できるよう見直す

(参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

- 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。



- 少額減価償却資産の損金算入基準額（10万円未満）、一括償却資産の損金算入基準額（20万円未満の3年均等償却）は1998年以降、約28年間据え置かれている。（中小企業向けの損金算入基準は、令和8年度税制改正で「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げ済み）
- 一方、昨今のAI需要の急増の影響で、半導体関連部品(CPU、メモリ、SSD、HDD等)の価格が上昇し、PC等のIT機器の価格も高騰。2026年7月のPC平均価格は、前年同月の約1.5倍となっている。（JEITA「PC国内出荷実績」国内出荷金額及び国内出荷台数から算出）
- 政府「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても、「予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める」と明記されている。



要望

物価上昇を的確に反映し、**少額減価償却資産および一括償却資産の損金算入基準額の引き上げ**を要望する。

	現行制度		引き上げ要望
少額減価償却資産の損金算入基準額	10万円未満	▶	20万円未満
一括償却資産の損金算入基準額	20万円未満	▶	30万円未満

要望3：AI時代のビジネス実態と税制ギャップの是正(1/2)

- AIを巡る技術革新と国際競争が加速する中、AIとデータをいち早く組み合わせ、イノベーションにつなげることが重要。
- とりわけ、日本が強みを持つ製造業等の産業データをAIに取り込み、製品・サービスへ実装して各産業分野で活用することが競争力の源泉。

世界のAI分野への企業投資総額

2024年
約**39**兆円
(2,567億ドル)

2025年
約**90**兆円
(5,817億ドル)

出所：Stanford AI Index 2026よりJEITA作成
(円換算は2025年平均為替レートを基に概算、投資にはM&A、少数持分投資、民間投資、IPOを含む)

2025年世界の流通データ量(予測値)

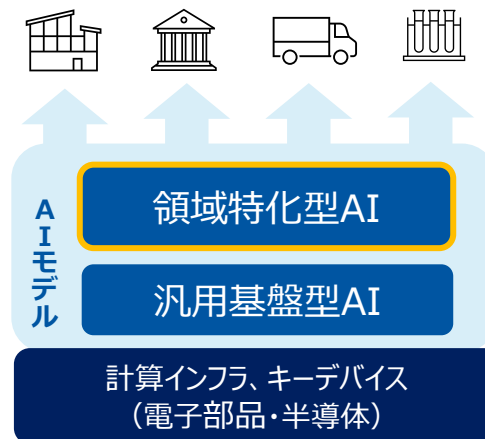
産業データ
約**60**%
(104ゼタバイト)

(産業データ内訳)

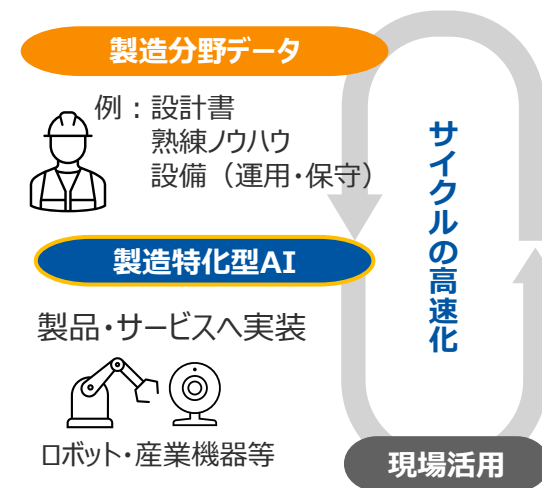
製造分野データ
約**22**%

これからの産業データとAIを組み合わせた付加価値提供モデル

領域特化型AIを各産業分野で実装
(製造業、金融、物流、化学等)



リアルデータを起点に改善・再実装するサイクル



産業データ × 領域特化型AI = 日本の強みを国際競争力につなげるフィジカルAIの基盤

- 現場で得られるリアルデータをもとに、AIモデル及び製品・サービスの改善・再実装のサイクルを高速で回すモデル
- こうした領域特化型AI等を支える**AI関連のプログラム**は、自社の**製品・サービスに「使う」**ことで付加価値を生み出す

要望 3 : AI時代のビジネス実態と税制ギャップの是正 (2/2)

- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、イノベーション拠点税制が創設され、2025年4月1日から施行。

対象となる知財由来の所得

=

対象となる知的財産

×

課題

対象となる所得

課題 AI時代の価値創出は「使う」ことが重要である一方、現行税制の対象所得は「貸す・譲る」ことで得る所得に限定

- <対象所得：貸す ○ / 譲る ○ / 使う ×>
- AI関連プログラム（著作物）のライセンス所得（貸す）、譲渡所得（譲る）は対象、自社製品・サービスへの活用（使う）は対象外

当該税制の対象となる所得	日本	英国	オランダ	ベルギー
ライセンス所得・譲渡所得	○	○	○	○
Embedded IP所得※6	×	○	○	○

※6 Embedded IP所得：対象知財を組み込んだ製品売却益に由来する所得

出所：METI資料を基にJEITA作成

参考・税制対象のAI関連プログラム（著作物）のイメージ

領域特化AI等を実現するAI関連プログラムも対象知財



出所：METI資料を基にJEITA作成

要望 AI時代のビジネス実態も踏まえ、自社製品・サービスに知財を使うEmbedded IP所得の対象化等、イノベーション拠点税制の将来的な見直しに向けた検討・議論を開始することを要望する。

◆ 戦略分野国内生産促進税制の延長・拡充

- ✓ 2027年3月末で期限切れを迎える当該税制について、AIを支えるキーデバイスの国内生産・供給の継続的強化のため、延長を要望する。加えて、対象品目に経済安全保障上も重要性が高まる先端電子部品※7を追加すること。

※7：経済安全保障推進法に基づき特定重要物資に指定されている下記の先端電子部品

積層セラミックコンデンサー（MLCC）、フィルムコンデンサー、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー

◆ 事業ポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設

- ✓ 企業による経営資源の最適配分を通じた資本効率の向上と成長投資の拡大に向けて、「コーポレートガバナンス・コード」が改訂（2026年7月）されたことも踏まえ、事業等の売却と併せた成長分野への再投資を後押しする税制措置の創設を要望する。
- ✓ 併せて、制度活用を促進する観点から、多様な企業形態や投資活動等の実態を踏まえた制度設計もお願いしたい。

＜制度の活用促進に向けた配慮事項 例＞

- ・ 事業毎に分社化している企業グループにおいても活用できること
- ・ 研究開発投資や人的投資等も含め幅広い成長投資を対象とすること
- ・ 申請手続きにおいて事業売却/買収等に係る機密性の高い情報の取扱いに配慮すること 等

◆ 産業競争力強化法に基づく登録免許税の特例措置の延長

- ✓ 2027年3月末で期限切れとなる当該措置について、予見可能性を確保し、企業の事業再編を促進するため、延長を要望する。